

審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 生活・就労一体型支援担当
内線番号	693-8243

No.	項目	内容
①	処分名	生活困窮者就労訓練事業認定申請に係る処分
②	法令名	生活困窮者自立支援法
③	法令番号	平成25年法律第105号
④	根拠条項	第10条第1項・第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第10条第1項 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> <p>第2項 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(平成27年3月27日社援発0327第2号) 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン(平成27年3月25日社援発0325第20号)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	福祉・援護課 生活・就労一体型支援担当(075-693-8243)
⑬	備考	